

松江市告示第 159 号

松江市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和 4 年松江市告示第 555 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(申請期限) 第 5 条 償還払いの申請期限は、 <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> とする。	(申請期限) 第 5 条 償還払いの申請期限は、 <u>令和 5 年 3 月末日</u> とする。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。